

応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会規程

応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会規則を次の通り定める。
本規則に定めのない事項については応用物理学会分科会共通規程の定めるところによる。

1. 名 称

本分科会は、応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会と称する（略称、M&BE 分科会）。

2. 目 的

本分科会は有機分子・バイオエレクトロニクスに関する研究の推進および技術の向上をもって社会の発展に寄与することを目的とする。

3. 事 業

本分科会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会誌等を発行し、会員に配布する。
- 2) 研究会、講演会、見学会などを開催する。
- 3) 図書その他の刊行物を企画、編集する。
- 4) その他本分科会の目的達成に必要な事業を行う。

4. 会 員

- 1) 本分科会は前項の目的に賛同する応用物理学会（以下、学会という）会員（正会員および学生会員）、および本分科会が加入を認め学会理事会がそれを承認した者（分科会会員）をもって組織する。
- 2) 会員の資格審査は分科会の会員資格基準にのっとるものとする。
- 3) 分科会員は本分科会の事業に限り参加することができる。
- 4) 会員の除名および資格喪失については、応用物理学会定款第9条および第10条に準じる。

5. 会 費

分科会員は次の分科会費を12月末日迄に前納するものとする。

正会員および学生会員：本会および分科会の両方に所属する者

- ・正会員 年額 3,000円 (院生は1,000円)
- ・学生会員 年額 1,000円

準会員：分科会のみ所属する者

- ・分科会会員（個人） 年額 4,000円 (院生・学生は1,000円)

6. 役 員

- 1) 本分科会に次の役員をおく。

幹事 若干名（うち幹事長 1名、常任幹事 若干名）

ただし、幹事長の要請により幹事会が必要と認めるときは副幹事長（2名以内）をおくことができる。

- 2) 幹事長は会務を総括し、学会理事会に出席して会務を報告し、規程の制定および改正、幹事長の選任、事業計画、事業報告、予算・決算、その他の重要事項の承認を求める。
副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
幹事は幹事会を構成し、重要事項を審議決定する。
常任幹事は常任幹事会を構成し、庶務・会計・編集企画その他の常務を処理する。
- 3) 役員を選任は次による。ただし、幹事長は学会理事会の承認を要する。
幹事は会員の互選により、幹事長は幹事の互選により決める。
副幹事長および常任幹事は幹事会の議を経て、幹事長が委嘱する。
- 4) 幹事長および副幹事長は学会正会員でなければならない。
幹事および常任幹事の各半数以上は学会正会員でなければならない。

5) 役員の任期は次の通りとする。

幹事長	2年
副幹事長および常任幹事	2年以内
幹事	2年以内

7. 会 計

分科会の会計は学会会計に包括処理される。分科会の資産は学会に帰属する。

8. 改 正

幹事会は必要と認めたときは学会総務担当理事の承認を得て本規程を改正することができる。

附 則 本規則は1991年10月11日より実施する。

追 記 本規則は2000年1月1日より実施する。

1999年 9月16日 5項1)追加改正

2001年10月18日 一部改正

2013年 1月21日 一部改正

2013年 5月15日 総務委員会を総務担当理事に変更

2015年 11月2日 改正 総務担当理事承認

2016年2月15日 改正 総務担当理事承認

2021年6月23日 改正 総務担当理事承認